

全国健康関係主管課長会議資料

厚生労働省健康局
難病対策課
移植医療対策推進室

目 次

- 1. 臓器移植対策について 1-1
- 2. 造血幹細胞移植対策について 2-1

1. 臓器移植対策について

(1) 臓器移植の現状【資料 1-1～1-2】

平成9年の臓器移植法施行から昨年で25年を迎えたが、法施行から令和4年12月末までの間、脳死下での臓器提供者は896名となっている。

平成22年の改正法施行後は、脳死下臓器提供者数は増加傾向にあるものの、心停止後臓器提供者数は減少傾向にあり、総数としては100名ほどで横ばいになっている。近年の状況について、令和2年度は新型コロナ影響により臓器提供者数が減少していたが、令和4年度はコロナ前の水準まで回復してきている。一方、令和4年12月末現在の移植希望者は16,045人となり、提供数が移植を必要とする者の数より大幅に少ない状況である。

これらの状況を踏まえ、臓器提供施設の体制整備や連携強化を通じた地域における臓器提供体制等の構築とともに、臓器提供に関する意思表示を促進するための普及啓発の取組を更に推進していく必要がある。

(2) コーディネーターの確保について【資料 1-3】

臓器移植の実施対体制については(公社)日本臓器移植ネットワーク(以下「JOT」という。)より臓器提供施設に派遣されるコーディネーターに加え、各都道府県や医療機関において配置いただいているコーディネーターの方に大きな役割を担っていただいている。一方、多くの都道府県において、都道府県コーディネーターが1人のみの配置となっていることによる業務負担が課題になっていると承知している。都道府県コーディネーターの設置費用については、連絡調整者設置費として各都道府県当たり2人分の費用が地方交付税において措置されているので、積極的に活用されたい。

(3) 臓器提供施設連携体制構築事業について【資料 1-4～6】

臓器提供者数は施設間で大きな差があり、臓器提供の経験が少ない施設においては、脳死判定やドナー評価・管理等の経験が少ないことによるスタッフの不安や、院内体制が整っていないという状況が存在している。

このため、令和元年度から臓器提供施設連携体制構築事業を展開し、臓器提供事例が多い施設から拠点施設を選定し、臓器提供事例の経験が少ない施設等をグループ化した上で、以下の取組を実施することにより、臓器提供時の地域における連携体制の構築を図っているところである。令和4年度は14の拠点病院を選定し、115の連携病院と連携を行って頂いているところ。拠点施設、連携施設への参加数はいずれも増加傾向にあり、令和4年度の脳死下臓器提供の半数以上が本事業に参画している施設からの提供事例である。

各都道府県、特に、拠点施設が設置されていない県におかれては、管内の医療施設に対して、本事業について積極的に活用していただくよう働きかけをお願いしたい。

令和5年度事業の公募予定は3月上旬～4月上旬となっており、JOTのHPにて募集を行う予定。

(4) 院内体制整備支援事業について【資料1-7】

平成23年度から臓器提供に係る医療施設の体制整備を目的とし、院内体制整備支援事業を実施している。臓器提供の意思表示が尊重されるためには、臓器提供に係る医療施設の体制整備が不可欠であり、これまで、搬送された医療機関が脳死下臓器提供を実施できない施設であったため、脳死下臓器提供を行うことができなかった事例も存在する。また、脳死下臓器提供実施施設の要件となっているいわゆる5類型施設のうち、臓器提供の体制を整えている施設は依然として半数程度にとどまっている。特に、臓器提供施設連携体制構築事業の連携施設における院内体制の整備等のため、各都道府県におかれては、管内の医療施設に対し、できる限り本事業について有効に活用していただくよう働きかけをお願いしたい。

令和5年度事業の公募予定はこちらも3月上旬～4月上旬となっております、JOTのHPにて募集を行う予定。

(5) 広報・普及啓発について【資料1-8～1-11】

各都道府県等におかれては、毎年10月の臓器移植普及推進月間の「グリーンリボンキャンペーン」において、全国各地の著名なランドマークや建物をグリーンにライトアップするなど、各種の活動にご尽力いただいているところであり、今年度は過去最多の44都道府県の160箇所において、グリーンライトアップを実施いただいた。次年度以降も、より多くの箇所でのライトアップの実施により本取組の認知度が上がるよう引き続きご協力をお願いするとともに、今年度実施していない県におかれては、次年度の実施をお願いしたい。

また、臓器移植に対する国民の理解と関心を深めるためには、(2)で述べた都道府県コーディネーターに加え、各都道府県のバンク、移植施設などの関係機関や関係団体との連携や協働等により効率的・効果的に普及啓発を行っていただくことが重要である。

各都道府県等におかれては、意思表示を促す取組として、運転免許証等の更新時、マイナンバーカードの交付時等の意思表示ツールを取得する場面だけでなく、病院や薬局等の意思表示ツールを使用する場面の他、市区町村役場、公民館、図書館等の公共施設、成人式など行政が主催するイベント等において、JOTが発行している意思表示に関する資材の積極的な配布及び掲示を行っていただいている。各都道府県の取組状況は資料のとおりであるが、臓器移植に対する理解の促進のため、あらゆる機会を捉えてより積極的な普及啓発をお願いしたい。

また、普及啓発のツールとしては、リーフレット等の紙媒体だけでなく、デジタルサイネージや動画などのデジタルコンテンツも積極的に活用いただきたい。コンテンツのダウンロード等はJOTのHPでも行えるので、アクセスいただきたい。

その他、厚生労働省においては、移植医療に関する認識と理解を深めていただくことを目的として、中学生向けのパンフレットを作成し、意思表示が有効となる中学3年生を対象として全国の中学校等へ配布している。これに併せ、JOT

においては、授業で移植医療を取り上げていただく上で参考となる教員向けセミナーの開催、移植を受けた方やドナー家族の方などを授業等に派遣し体験談をお話いただくこと等を実施している。特に、小中学校においてはより一層いのちの教育への重要性も高まっており、中学校の教科書では、道徳が教科化されたこともあり臓器移植を題材とした内容を掲載しているものもある。

当該パンフレットは参考として各都道府県等や教育委員会にも送付しているが、関係各所において連携し、教育現場で活用できる教材やセミナーの開催について情報提供を行う等、授業実施の支援をお願いしたい。

2. 造血幹細胞移植対策について

(1) 骨髄バンクドナー登録者の確保（特に若年層ドナー）に向けて

【資料 2-1～2-3】

造血幹細胞移植（骨髄・末梢血幹細胞移植）における主な課題は、善意の骨髄等ドナーの継続的な協力の確保である。

各都道府県等にご協力いただいたこともあり、新型コロナウイルス感染症の影響があったなかでも、令和3年度は約3万2千人の方々に新規にドナー登録をいただき、令和3年度末現在で総登録者は約54万人となっている。

一方で、現在のドナー登録者のうち、最も多い年齢層は49歳の方であり、10年前(39歳)と比べドナー登録者の高齢化が進んでいる状況である。高齢ドナーは健康理由等によりコーディネーターリタイアとなる割合が高く、また、骨髄等のドナーとなることができる（骨髄等の提供ができる）年齢は55歳以下となっているため、今後、ドナー数の減少が危惧され、コーディネーターへの影響が懸念されている。造血幹細胞移植における安定したドナーを確保するためには、骨髄等の採取まで繋がりやすい若年層を中心にドナー登録の働きかけを行うことが極めて重要である。

各都道府県等におかれては、地域の実情に応じて、若年層が集まる教育機関、ショッピングセンター、イベント会場などでのドナー登録会の開催や若年層向けPR活動の積極的な実施をお願いしたい。

また、都道府県に対しては「骨髄提供者登録受付業務費」として保健所でのドナー登録に必要な費用が地方交付税措置されているので、積極的に活用頂くとともに、引き続き、保健所でのドナー登録の実施にご協力いただきたい。

(2) 骨髄バンクドナーの環境整備の推進について【資料 2-4～2-6】

骨髄バンクのドナー登録者が実際にドナー候補となり骨髄等を提供する際には、検査や幹細胞採取等のために合計10日間程度の通院・入院が必要となる。このため働いている方がドナー候補になるには数日間の休暇を取得しなければならないが、ドナー候補として選ばれても、仕事の都合等を理由にコーディネーターを辞退する方が、全体の約3割程度存在している。

現在、日本骨髄バンクがドナー休暇制度について企業への導入支援や企業が集

まる場所へのリーフレットの配布、地方自治体の単独事業におけるドナー助成制度の導入を行っていただいているところだが、後述の「骨髄バンク推進連絡協議会」も活用いただき、引き続き、骨髄バンクドナーの環境整備の推進についてご協力いただきたい。

(3) 骨髄バンク推進連絡協議会について【資料2-7～2-8】

現在、地域における骨髄バンク事業の推進等を目的とした会議体として、公益財団法人日本骨髄バンクから各都道府県に対し、「骨髄バンク推進連絡協議会」の設置をお願いしており、移植医療対策推進室からも令和2年1月21日付で室長通知を各都道府県等に発出し、協議会設置等の協力を依頼しているところであるが、令和4年12月時点で、協議会を設置している自治体は37都府県となっている。

協議会を設置している自治体においては、関係者の相互理解が図られ、ドナー登録会の円滑な開催を行うことができ、全体としてドナー登録者数の増加が認められている。

ついでには、協議会の設置の趣旨を踏まえ、協議会を設置していない自治体におかれては、早期に設置いただくとともに、設置済みの自治体におかれては、定期的に開催いただくことにより、関係者間の相互理解の増進や連携強化を図り、地域における骨髄バンク事業の更なる推進をお願いしたい。

(4) 公的さい帯血バンクへの協力について【資料2-9, 2-10】

造血幹細胞移植の1つである臍帯血移植の実施件数は、平成27年度以降、骨髄・末梢血幹細胞移植の実施件数を上回り、増加傾向にあるが、臍帯血の公開本数（移植に使用できる数）は、近年横ばい傾向にあり、必要とされている約1万本を満たしていないところである。

出生数も減少しているなか、臍帯血の確保が課題であることから、各都道府県等におかれても、公的さい帯血バンクの認知度向上及び公的さい帯血バンクと連携している産科施設（※）、出産を予定しているお母さんに向けた臍帯血提供の協力依頼に係る普及啓発に御協力をお願いしたい。

※ 公的さい帯血バンクと連携している産科施設は、造血幹細胞移植情報サービス (https://www.bs.jrc.or.jp/bmdc/generalpublic/m1_02_04_saitai.html) を参照

(5) 造血幹細胞移植医療体制整備事業について【資料2-11, 2-12】

本事業は、造血幹細胞移植を受けようとする患者が、どの地域においても、疾病の種類や治療ステージに応じた最適な造血幹細胞移植を受けることができ、さらに造血幹細胞移植を受けた患者が、質の保たれた生活を送り、長期のフォローアップを受けることができる医療提供体制を構築することを目的としており、令和2年度から9ブロック12拠点病院において事業を実施している。また、地域の病院間の連携を強化し、各地域の実情に応じた移植医療提供体制の構築を図ることを目的とし、拠点病院の指名による造血幹細胞移植推進地域拠点病院を概ね各

都道府県に1施設程度設置している。

各都道府県等におかれては、本事業の趣旨についてご理解いただくとともに、拠点病院等にも骨髄バンク推進協議会への参加を促すなど関係機関との連携についてご対応をお願いしたい。